

令和5年度 一般会計 歳出 第7款7項5目 12節 委託料					
受付番号	種目番号 302	連絡先	委託担当 健康福祉局 環境施設課	担当者名 久保山斎場	執行者名 泰永 231-3060

設 計 書

1 委託名 久保山斎場 本館棟警備委託

2 履行場所 久保山斎場：横浜市西区元久保町3番1号

3 履行期間
又は期限 期間 令和5年6月1日から令和6年3月31日まで
 期限 令和 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 なし

6 現場説明 不要

要 (月 日 時 分 場所)

7 委託概要 夜間・休場日等、施設無人時のセンサー等の装置による機械警備

対象：久保山斎場 本館棟

9 部 分 払
 する (10回以内)
 しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 予 定 行 月	数 量	单 位	单 価	金 領
機械警備	6月～3月	10	月	335,000	3,350,000

* 単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

* 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

委 託 代 金 額

¥ 3,685,000. -

内 訳

業 務 価 格

¥ 3,350,000. -

消費税及び地方消費税相当額

¥ 335,000. -

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	单 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
機械警備		10	月	335,000	3,350,000	
消費税及び 地方消費税相当額		10	月	33,500	335,000	
委託代金額					3,685,000	

*概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

委託共通仕様書

(総則)

第1条 委託者横浜市が受託者に委託する業務（以下「委託業務」という。）については、委託契約書等に定めるもののほか、本仕様書に従い委託業務履行に際し関係する法令を遵守して、これを履行しなければならない。

(提出書類)

第2条 受託者は、遅滞なく次の書類を作成して委託者の指定する職員（以下「担当職員」という。）に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
委託業務着手届出書	契約締結後5日以内	
委託代金内訳書		
現場責任者、業務従事者選定通知書		各1部
組織編制委託組織表 (各種機器の点検業務協力業者等も含む)	(ただし、上記期限に横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日は含めない。)	
委託実施工程表（出来る限り詳細なもの）		2部

2 受託者は、委託者の担当職員と委託業務について打合せを行った後、次の書類を作成して担当職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
打合せ議事録	打合せ後遅滞なく	2部

3 受託者は、委託業務履行中、次の書類を作成して担当職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
委託業務日報	毎日作業終了後	1部
委託業務写真※1		1部
委託実施報告書※2	完了検査前	2部

※ 1・2についてのA4ファイルを受託者が用意し、そのファイルに委託件名、業者名を記載し、また、背表紙にも同じく記載すること。

※2 委託実施報告書の表紙には、提出日を記載すること。

(部分検査・検査)

第3条 受託者は、委託業務が完了したときは、次の書類を担当職員に提出し委託者が指定する検査員の検査を受けなければならない。

提出書類	提出時期	部数
指定部分に係る委託完了届出書 または、部分完了届出書	委託の一部業務 完了のとき	1部
委託完了届出書	委託業務完了のとき	1部

(支払)

第4条 受託者は、委託者の検査に合格したときは、次の書類を担当職員に提出し委託代金の支払いを請求することができる。

提出書類	提出時期	部数
請求書	完了検査合格後	1部

(安全衛生管理)

第5条 受託者は、安全衛生管理につとめ、次に掲げる事項を周知徹底しなければならない。

- (1) 名札又は腕章で会社名を明確にし、業務に適した服装、装備であること。
- (2) 火気、電気の使用場所及び喫煙場所は、消火器具等を備えておくこと。
- (3) 定められた履行場所以外に立ち入らないこと。
- (4) 機器、用具、ロープ等は、使用前に安全点検を実施すること。
- (5) 業務対象電気機器等の電源は、遮断を担当職員と確認し操作部の施錠等を行い「作業中」である旨の表示をすること。
- (6) 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、直ちに担当職員及び関係官公署に報告するとともに必要な措置をとること。

(作業時間等)

第6条 斎場は、原則友引日が休場日なので、作業日程について、受託者は、委託者の担当職員と十分な打ち合わせを行うこと。

(作業上の注意)

第7条 受託者は、斎場という性格を十分理解し、来場者及び職員に対し言動に十分注意し、節度ある態度で業務を履行すること。

2 業務の内容に疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ解決するものとする。

(支給品等)

第8条 作業で直接使用する電力、用水等については、本市より無償で支給するが、使用場所、使用方法について事前に委託者の担当職員と協議すること。

2 業務に必要な物品のうち、設備機器に付属して設置する機器、予備品を除き、受託者の負担とする。

(試運転)

第9条 点検終了時には、総合試運転を行い各種データ等の確認を行う。

本館棟警備委託 詳細仕様書

1 件 名

久保山斎場 本館棟警備委託

2 目 的

久保山斎場が無人となる夜間および休場日における機械警備による防犯・防災を目的とする。

3 場 所

横浜市久保山斎場 本館棟

4 期 間

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

5 開場日および休場日

「横浜市営斎場休場日表」を配布する。

6 業務内容

- (1) 受託業者（以下「受託者」という。）は、本件委託契約に基づき、警備対象とする施設（以下「警備対象施設」という。）の警備を行うため、警備対象施設内の本市（以下「委託者」という。）が指定する区画に、不法侵入に対する警備並びに盜難予防のため必要な赤外線感知器、超音波感知器、振動感知器、扉・窓マグネット等、警備機器の端末感知器（以下「警備機器」という）を設置するものとする。
- (2) 受託者は、履行期間開始日より警備機器を設置・作動させ、機械警備を実施するものとする。ただし、警備機器の設置完了に相当日数を要し、履行期間開始日からの機械警備が実施できない場合には、正常に作動させるまでの期間、受託者の責任において、機械警備に相当する人的警備を行うことで、警備実施時間内における警備上の安全措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、警備機器の設置にあたっては、警戒対象とする区画ごとに当該区画の構造等に応じた安全確保の対策を講ずるものとする。
- (4) 受託者は、警備実施期間中、警備機器等（委託者の所有・管理に属する自動火災報知機を含む。）により感知される警備対象施設の火災、盜難および不良行為等の異常（以下「異常」という。）の有無を、電話回線を通じて、受託者の警備本部において自動的に表示する機械を有し、また、当該機械設備の正常作動を本部にて確認しうる必要な機器を設置するものとする。
- (5) 受託者は、警備対象施設において異常が発生したと認知したときは、直ちに緊急要員を当該対象施設に急行させ、異常についての確認を行い、必要かつ適切な措置をとるものとする。この場合、受託者は、委託者の指定する者へ異常の発生を連絡するとともに、後日速やかに当該異常について報告書を提出するものとする。
- (6) 受託者は、受託者の設置する警備機器について、保守・点検を定期的に行い、機械設備の

正常な機能を点検し、受託者の本部において正常作動を確認しなければならない。また、警備機器の故障・不具合等の理由により、本来発揮されるべき機械警備の能力に不足が生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講ずるものとする。

(7) 警備の基準時間は、次のとおりとする。

開場日 午後 5 時15分から翌午前 8 時30分

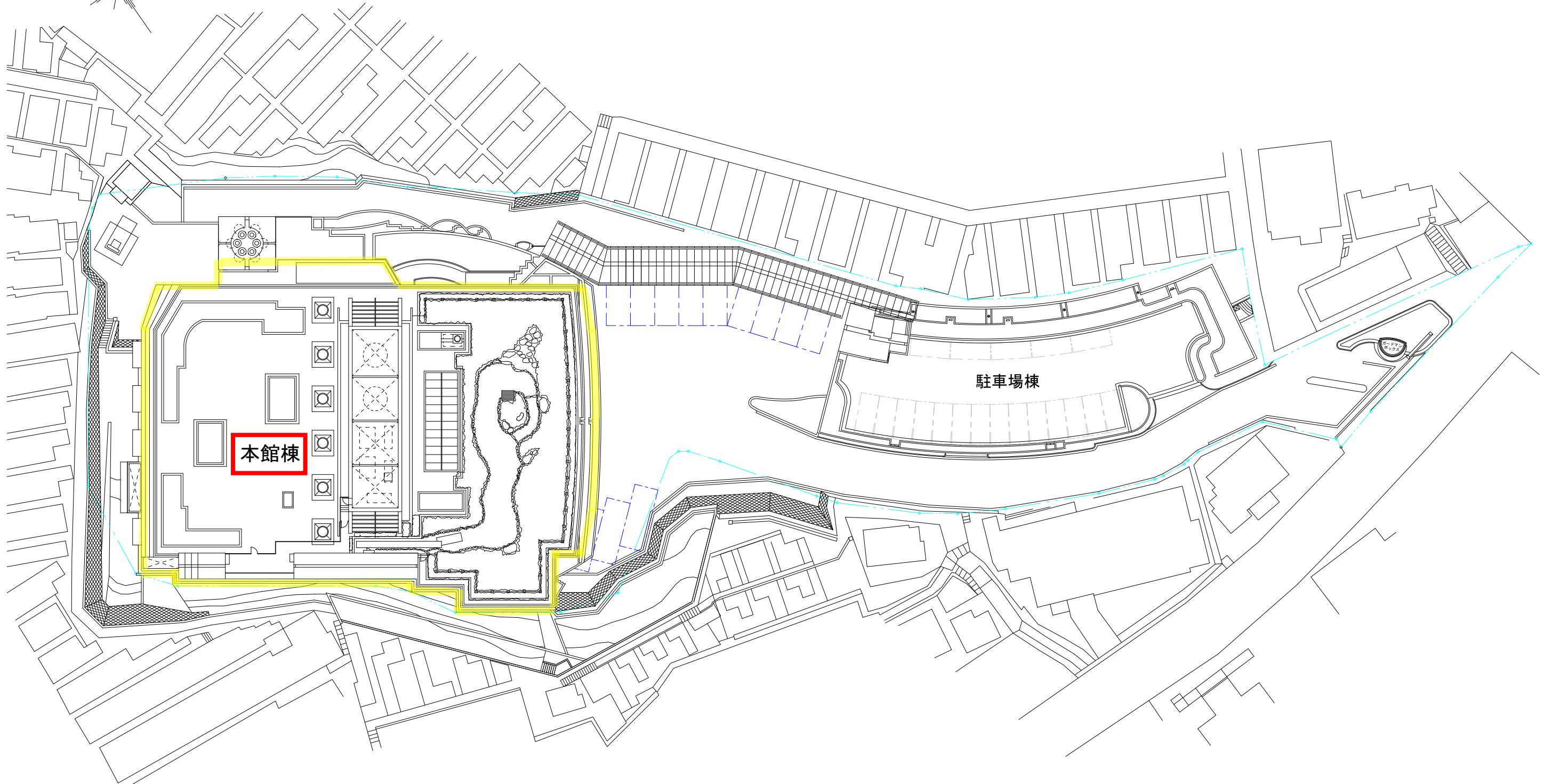
休場日 午前 8 時30分から翌午前 8 時30分

ただし、委託者は、受託者と協議のうえ、文書による確認をもって、警備開始時刻の繰り下げ、または繰り上げを行うことができる。

(8) 警備実施時間は、前項の基準時間において、委託者または受託者による警備機器の作動開始から作動解除までとする。

(9) 本仕様書に定めのない警備実施上の事項については、委託者と受託者にて協議し、文書にて取り決めるものとする。

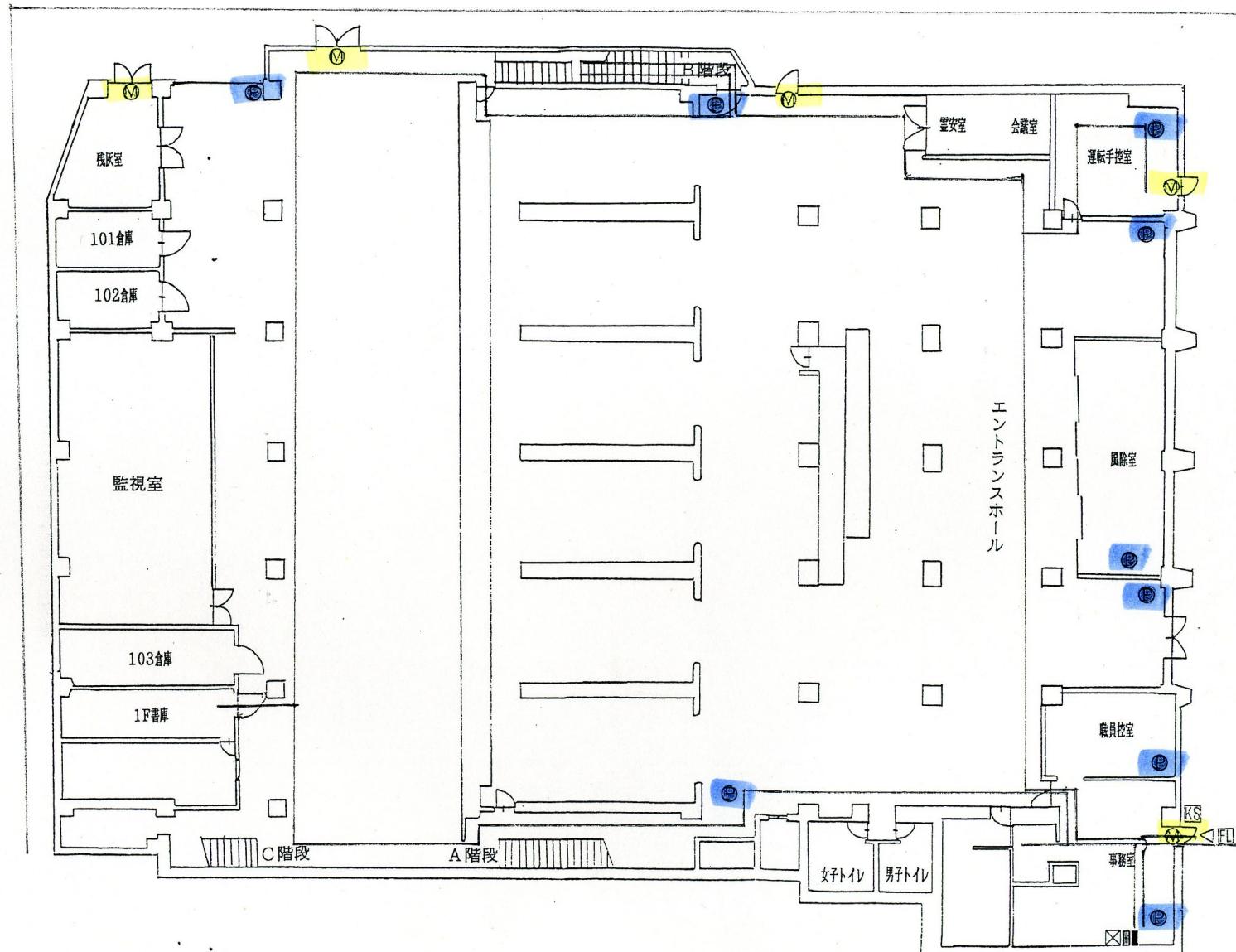
久保山斎場 配置図



縮尺 1/500

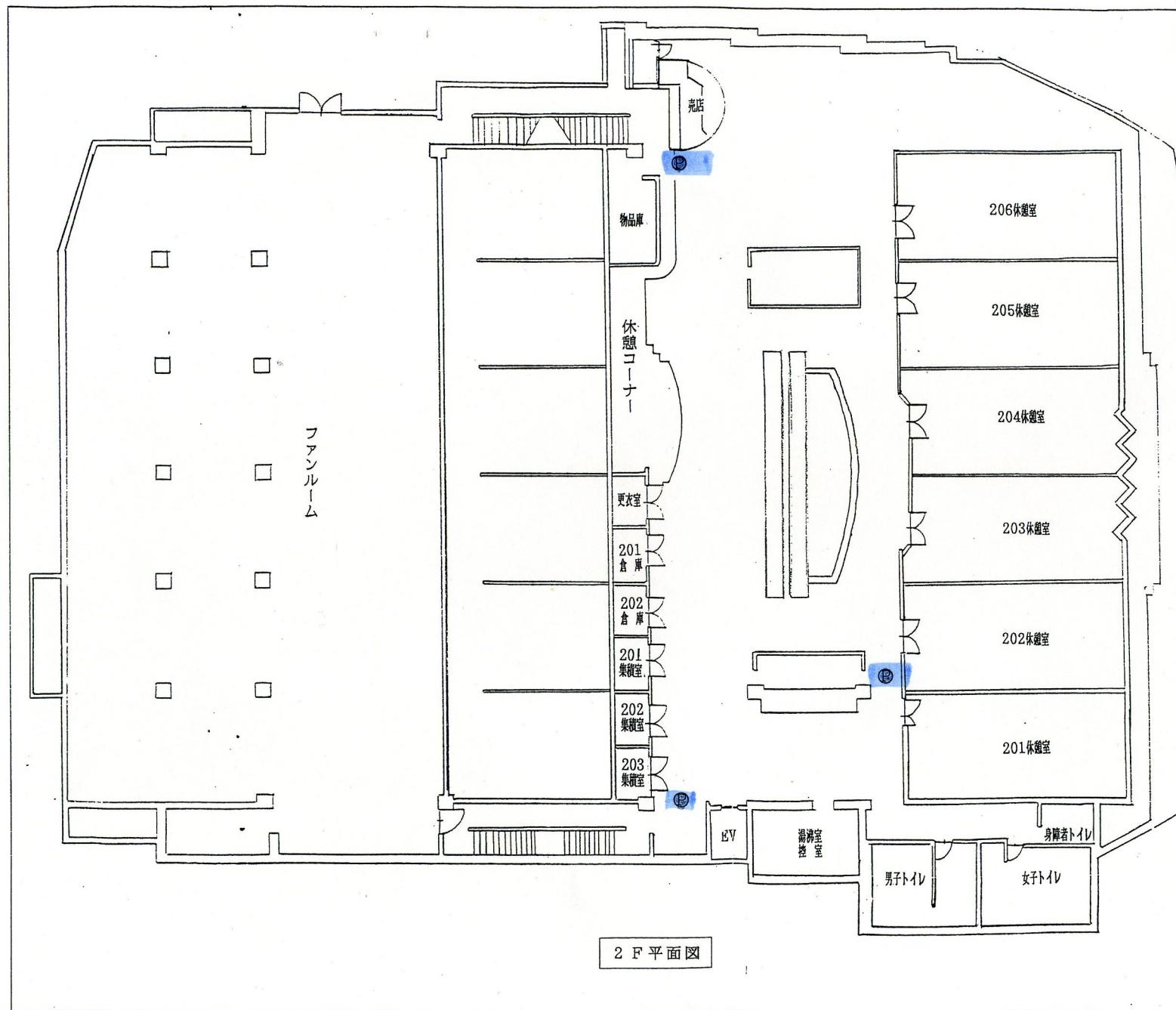
横浜市西区元久保町3番1号

0 10 20 30 40 50m

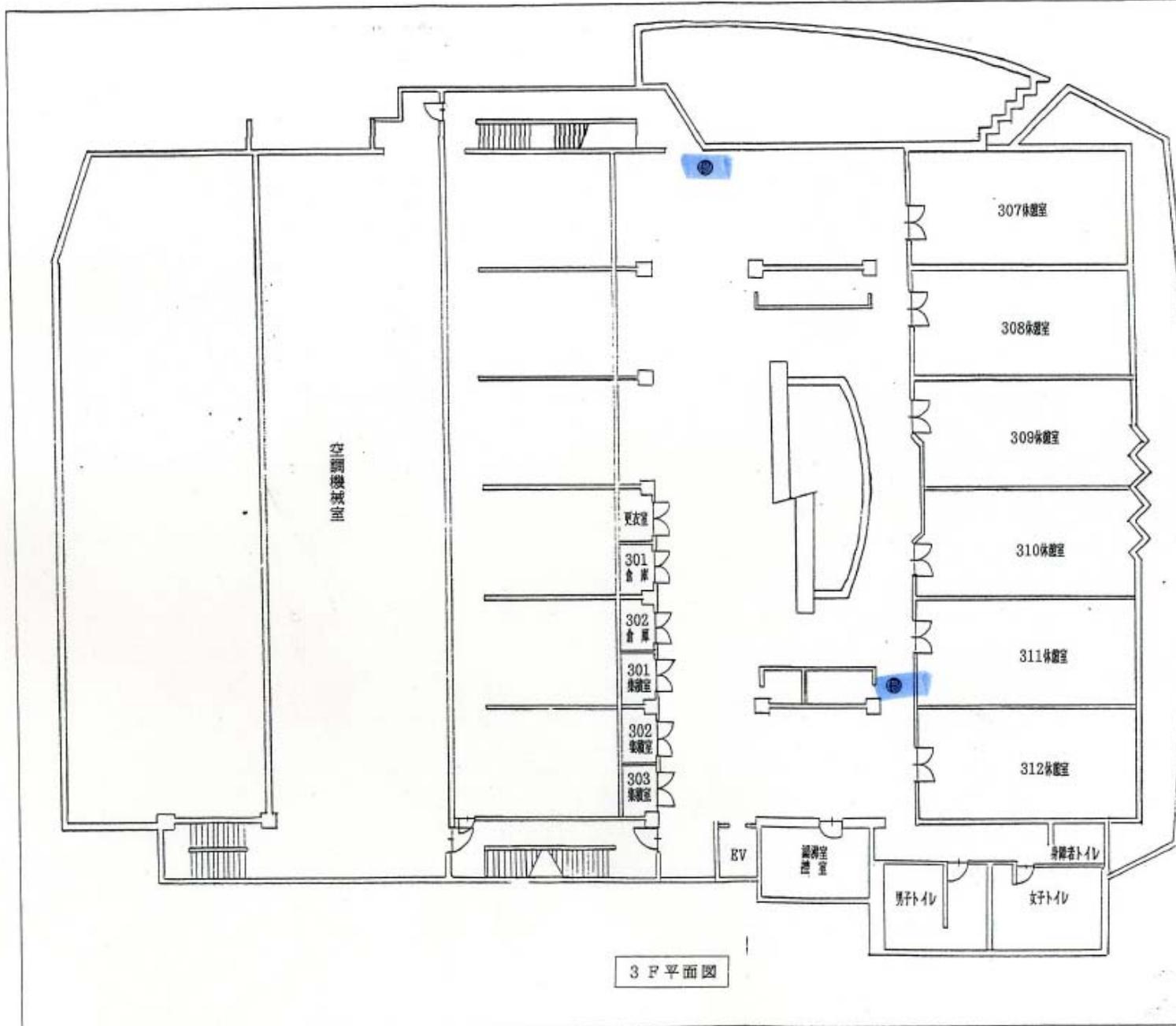


1F平面図

機器名	数量
監視機器	1
監視ユニット	1
パッシブセンサー	9
マグネットセンサー	5
キースイッチ	1
フラッシュライト	1
合計	18
最終出入口	
巡回経路	
名稱	横浜市久保山斎場
所在地	横浜市西区元久保町3-1
図面	センサー設置図面
作成	1995.4.1



記号	機器名	数量
●	バッジセンサー	3
合	計	3
△	最禁出入口	
	危険経路	
名稱	横浜市久保山斎場	
所在地	横浜市西区元久保町3-1	
図面	センサー設置図面	
作成	1995.4.1	



記号	機器名	数量
●	パッシュセンサー	2
合	計	2
△	昇降出入口	1
	回転門	1
名義	横浜市久保山斎場	
所在地	横浜市保土ヶ谷区久保山町3-1	
国	センサー設置箇所	
作成	1995.4.1	

令和5年度横浜市営斎場休場日表

(2023年4月1日(土)～2024年3月31日(日))

1 各斎場の休場日等

- (1) 令和5年度の休場日は、次の表を想定しています。
- (2) 令和5年9月23日「秋分の日」と令和6年3月20日「春分の日」は、付近道路が混雑するため、久保山斎場と南部斎場は休場とします(通夜利用も不可)。
- (3) 1月1日(月)、2日(火)は全斎場が休場します。

■=開場日 休=休場日

月	4月				5月					6月					7月					
日	3	9	15	25	1	7	13	19	24	30	5	11	17	21	27	3	9	15	20	26
曜日	月	日	土	火	月	日	土	金	水	火	月	日	土	水	火	月	日	土	木	水
久保山	休	休	■	休	休	休	■	休	休	休	■	休	休	休	■	休	休	休	■	休
戸塚	休	休	休	■	休	休	■	休	休	休	■	休	休	休	■	休	休	休	■	休
南部	■	休	休	休	■	休	休	■	休	休	■	休	休	休	休	■	休	休	休	休
北部	休	■	休	休	休	■	休	休	休	■	休	休	休	■	休	休	■	休	休	休

■=開場日 休=休場日 秋=秋分の日

月	8月						9月					10月					11月				
日	1	7	13	17	23	29	4	10	15	21	23	27	3	9	20	26	1	7	17	23	29
曜日等	火	月	日	木	水	火	月	日	金	木	秋	水	火	祝	金	木	水	火	金	祝	水
久保山	休	休	■	休	休	休	■	■	休	■	休	■	休	休	■	■	休	休	■	休	休
戸塚	休	休	休	■	休	休	■	■	休	■	休	■	■	休	休	休	休	休	休	■	休
南部	■	休	■	休	■	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	■	休	■	休	■
北部	休	■	休	休	休	■	休	休	■	休	■	休	■	休	■	休	■	休	休	休	休

休 南部斎場休場期間(予定)
※休場期間短縮の可能性あり

■=開場日 休=休場日 春=春分の日

月	12月						1月						2月					3月						
日	5	11	16	22	28	①	②	3	9	13	19	25	31	6	11	17	23	29	6	10	16	20	28	
曜日等	火	月	土	金	木	元日	祝	水	火	土	金	木	水	火	祝	土	祝	木	水	日	土	春	金	木
久保山	休	■	休	休	■	休	休	休	■	休	■	休	休	休	休	■	休	休	■	休	休	■	休	
戸塚	休	休	■	休	休	休	休	■	■	休	休	■	休	休	休	■	休	休	休	休	休	■	休	
南部	休	休	休	■	休	休	休	■	休	■	休	休	■	休	休	■	休	休	■	休	休	■	休	
北部	■	休	休	休	■	休	休	休	■	休	■	休	休	休	■	休	休	休	■	休	休	■	休	

2 各斎場の開場日数と休場日数

斎場名	開場日数	休場日数
久保山	321日	45日
戸塚	321日	45日
南部	268日	98日
北部	321日	45日

【その他休場について】

建物や設備のメンテナンス及び緊急修繕等により、やむを得ず休場する場合があります。

3 葬祭ホールの利用可能日

- (1) 友引開場日の葬祭ホール
○=利用可能 ×=利用不可

	前日	友引開場日	翌日
通夜	○	○	○
告別式	○	○	○

- (2) 休場日の葬祭ホール
○=利用可能 ×=利用不可

	前日	休場日	翌日
通夜	×	○	○
告別式	○	×	○

※12月31日、1月2日は通夜利用不可です。